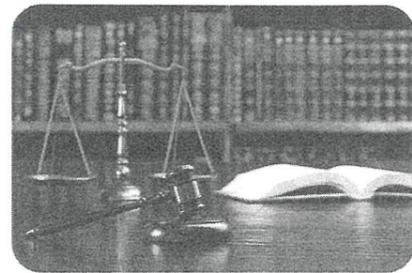


会社を強くする！ 弁護士活用術

氷室昭彦

合同会社 CLC 代表
元商事法律研究会理事。月刊 Credit & Law 編集長。
2022年5月、社外役員紹介会社 CLC を設立、代表社員に就任。



第29回 利益相反（コンフリクト）

増大するコンフリクト・リスク

最近、弁護士（法律事務所）に依頼する際に、「利益相反（コンフリクト）が問題になる」とか、「コンフリクトが生じるので同意をお願いしたい」といった例が増えています。

「利益相反行為」とは、まさに「利益が相反（あいはん）する行為」のことで、その行為が、一方の当事者にとっては利益となるものの、他方の当事者にとっては不利益となる行為のことで、会社法では、取締役と会社の利害が対立する取引（利益相反取引）が一般的ですが、弁護士に関しては、依頼者と利害が対立する事件について、受任や継続ができません。なぜならば、利益相反事由については、弁護士法や日弁連の内規である弁護士職務基本規程（職務規程）によって詳細に定められ、これに違反すると懲戒処分の対象になり、弁護士にとっては大きなダメージを受けることになるからです。

そのため、各事務所とも、コンフリクト・チェック（確認と回避）について、①所内規程・マニュアルの整備、②情報セキュリティ体制の構築（情報遮断措置：ウォールの設置）、③所員に対する教育・啓蒙等を徹底するとしています。しかし、事情の変化や事件の進捗によっては、新たにコンフリクトが問題になるケースもあり、対応が難しい案件も少なくありません。

会社法で著名な中村直人弁護士（37期）が著した『弁護士になった「その先」のこと。』（商事法律）では、会社法務でコンフリクトが問題となる事案として、以下のケースを挙げています。

- ① 顧問先の会社取締役の人から「実は社長が横暴なので解任したいのだが」と相談されたら？
- ② 顧問先の会社の監査役から相談されたら？
- ③ 顧問先の会社に株主代表訴訟の提訴請求が来たら？
- ④ 顧問先を相手方とする訴訟の依頼が来たら？
- ⑤ 顧問先の会社の子会社を相手方とする契約書チェックの依頼が来たら？
- ⑥ 上場している顧問先の親会社から顧問契約の打診を受けたら？

事案ごとの基本的対応として a. 受任問題なし、b. 受任はするが、関係の弁護士とはウォールをひく、c. 関係者の同意が得られれば受任する、d. お断りする、としながらも、事案によってはケース・バイ・ケースも少なくなく、1件1件ごとに所内で検討するとしています。

共同事務所の利益相反に関する最高裁決定

弁護士にとって、コンフリクトへの対応は古くからある問題ですが、大規模事務所の受任案件の増加・多様化、事務所（企業）間の移籍の活発化、さらには、社外取締役の就任等をめぐって、新たにコンフリクトの問題が生じています。そのような状況の下、最高裁は、2021年4月14日、社内弁護士が共同事務所へ転職した場合の利益相反に関する注目すべき決定を下しました。

対象となったのは、エイズウイルス（HIV）の治療薬をめぐる特許権侵害があったとして、塩野義製薬などが米医薬大手ギリアド・サイエンシズの日本法人に損害賠償を求めた裁判。自社（塩野義）に所属して特許侵害訴訟の準備をしていた社内弁護士が法律事務所に転職。その法律事務所に所属する別の弁護士が当該訴訟の相手方代理人になることは利益相反（コンフリクト）に当たるので、訴訟代理人から外れるべきだ——。このような企業の申立てに対し、最高裁は「外れる必要はない」との判断を示しました。

一審（東京地裁）は、「塩野義の社内弁護士だった人物について、移籍先事務所は対象の裁判での情報共有を防ぐ措置を講じており、漏洩などの形跡もうかがえない」と判断。一方、二審（知財高裁）は、「情報交換の遮断には一定の限界があり、職務の公正を保ち得る事由があるとは認められない」（排除を認める）として、塩野義側の主張を認めました。

これに対し、最高裁（第2小法廷）は、利益相反を抱える弁護士本人については、弁護士法に基づき裁判から排除するよう申し立てられるが、同僚弁護士については「（裁判への関与を）具体的に禁止する規定はない」（排除は認められない）として、知財高裁決定を破棄しました。

なお、裁判長の草野耕一裁判官（西村あさひ法律事務所出身）は、補足意見において、「……弁護士の職務活動の自由と依頼者の弁護士選択の自由に対して過剰な制約を加えることなく、弁護士の職務の公正さが確保される体制を構築すべきこと、また、そのためにルールを具体化することが重要である」と述べています。

企業（依頼者）側の留意点

依頼者にとっては、弁護士法や職務規程は馴染みがなく、各法律事務所でもコンフリクト・チェックがどのように行われているのか、明らかではありません。また、諸外国と比べると、弁護士の総数に比して法律事務所の寡占率が高く、一部の大手事務所に案件やクライアントが集中する傾向があり、事務所によって、その運用についても差があることがかねてより指摘されています。

弁護士の選任に際しては、コンフリクトの問題が発生することを念頭に置き、担当弁護士に対し、コンフリクト・チェックの詳細について確認すべきです。併せて、特定の事務所に偏らずに、広く複数の事務所に案件を依頼することも検討すべきです。

弁護士の懲戒処分

日弁連の発行する機関誌『自由と正義』（月刊）には、毎号、弁護士の懲戒処分公告が実名入りで掲載されています（官報にも掲載されます）。機関誌が届くと、処分公告を最初に見る弁護士も少なくありません（弁護士自治を考える会の運営サイト「弁護士懲戒処分検索センター」に氏名や登録番号を入力すると、誰でも懲戒処分の内容を検索することができます）。

懲戒の種類は、①戒告、②2年以内の業務停止、③退会命令、④除名の4つで、懲戒請求は、依頼者や相手方等の関係者に限らず、誰でもできます。

「日弁連発表資料（2022年3月9日）」によると、2021年の懲戒請求は2,554件、このうち審査開始となったのは176件で、懲戒処分の合計は104件に上っています（2017年：106件／2018年：88件／2019年：95件／2020年：107件）。処分の内訳は、「除名」2件、「退会命令」6件、「業務停止」33件、「戒告」63件で、懲戒事由として、預かり金の返還や事件処理をめぐるトラブルが最も多く、委任契約書の作成、守秘義務、説明義務、利益相反、名誉棄損、非弁提携、債務整理事件の処理、刑事事件等々多岐にわたっています。